

工務店・大工の皆様へ



令和4年度 新潟県産材の家づくり支援事業 工務店向け

住宅の新築・リフォームでの県産材の利用を支援します。

県産材 1 m³あたりの支援額 **4,800 円**

1. 申請者条件

県内に事業所を有する大工・工務店等

昨年度と同様、
今年度も県産材利用量の増加
要件はありません。

2. 補助基準

県産材使用量 (※) × 4,800 円 / m³

※ 対象は、県産材を 3 m³以上使用する新築、平均 1 m³以上使用するリフォームです。全体の使用量で申請可能です。

※ 上限は 50 m³ / 棟。

(但し、共同住宅の上限は 50 m³ / 戸であり、1 棟当たりの上限はありません。)

3. 対象木材と住宅

- ① 県内に居住するための住宅で、新築・リフォーム工事で利用した県産材が対象です。樹種は問いません。
- ② 県ホームページに掲載された県産材工場から納品された木材に限ります。
- ③ 住宅の非居住部分（併用住宅の店舗部分等）や住宅と同一敷地内で住宅の新築・リフォーム工事と同時に施工する離れ、車庫、倉庫、外構等で使用する木材も使用量に算入できます。
- ④ 戸建住宅のほか、共同住宅も支援対象となります。

4. 今年度のポイント

- ① 令和3年度事業と同様に、前年度の県産材利用実績に関わらず、利用した県産材が支援の対象となります。
- ② 工務店向け事業の事業申込時に、建築主向け事業の一括申込（加算補助の適用がない場合に限る。）を行うことができます。
※事業完了後に、建築主から地域振興局に交付申請書兼実績報告書の提出が必要です。
※補助金は、地域振興局の検査後に、建築主に交付されます。
- ③ 営業所の所在地が阿賀町・糸魚川市にある事業者は、申請先が変わります。
(阿賀町→新潟地域振興局林業振興課 糸魚川市→上越地域振興局林業振興課)

住宅に県産材を利用すると？

木材を使うことは

「伐って、使って、植えて、育てる」という森林の循環の一部です。

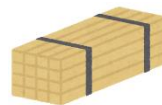
○木材を使って森を育てることは、CO₂の吸収や、国土を災害から守るといった、森林の持つ多くの機能の発揮につながります。

○住宅に木材を使うことは、炭素を長期間貯蔵し、カーボンニュートラルに貢献します。



県産材工場とは？

- 県産材を製材・加工する工場で、県産材の適正な分別管理などについて、県に誓約書を提出した県産材を取り扱う工場です。
- 県のホームページに掲載しています。



県HP：県産材工場一覧

5. 事業申込・補助金申請

①事業申込み

- 事業の活用をするためには、**事前に、事業申込み（事業予定書の提出）が必要**です。
- 原則、**補助対象とする住宅のうち、「最初に上棟する住宅」の上棟 10 日前までに**申込みをしてください。（リフォームは壁張りの10日前まで）

②補助金申請

- 事業申込みの後、補助金の交付申請が必要です。
- 県産材使用后（納材完了後）に、申請時までの使用実績を取りまとめ、以下の受付期間内に、補助金の交付を申請してください。
ただし、県の年間予算額に達した時点で、以下の期間にかかわらず、申請書の受付は終了します。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
受付期間	5月1日から 5月31日まで	7月1日から 7月31日まで	9月1日から 9月30日まで	11月1日から 11月30日まで	2月1日から 3月10日まで

※受付期間の初日が閉庁日の場合はその直後の開庁日からとし、受付期間の末日が開庁日の場合はその直前の開庁日までとします。

【申請手続きの流れ】

- ① 4月～：【工務店→地域振興局】事業申込み
 - ・事業予定書（県産材の年度利用計画）を提出してください。
- ② 期間毎：【工務店→地域振興局】補助金申請兼実績報告
 - ・利用実績を取りまとめて、申請書受付期間に、補助金交付申請兼実績報告書を提出してください。
 - 【地域振興局→工務店】検査・補助金の交付
 - ・県職員立会での検査後に、補助金を交付します。

※期間毎に補助金の申請を行わず、利用実績を一括申請することも可能ですが、県の年間予算額に達していた場合は、申請書の受付はできませんので、ご注意ください。

6. 問い合わせ・申込窓口

- 申込書は下記の地域振興局まで郵送または持参してください。また電子メール^{*}でも可能です。
※ 電子メールの場合は、送付時にセキュリティ対策を行っていただく必要があるため、送信前に地域機関にお問い合わせください。また、送付先のアドレスにご注意下さい。

営業所の所在地	応募先地域機関名	住所・電話番号
村上市、関川村、粟島浦村	村上地域振興局 農林振興部 林業振興課	〒958-8585 村上市田端町6-25 TEL 0254-52-7934 E-mail ngt111240@pref.niigata.lg.jp
新潟市、新発田市、五泉市、胎内市、聖籠町、阿賀野市、阿賀町	新潟地域振興局 農林振興部 林業振興課	〒956-8635 新潟市秋葉区程島2009 新潟市秋葉区役所5階 TEL 0250-24-8326 E-mail ngt112130@pref.niigata.lg.jp
長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村	長岡地域振興局 農林振興部 林業振興課	〒940-8567 長岡市沖田2-173-2 TEL 0258-38-2572 E-mail ngt111440@pref.niigata.lg.jp
十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局 農林振興部 林業振興課	〒949-6680 南魚沼市六日町960 TEL 025-772-8262 E-mail ngt111640@pref.niigata.lg.jp
上越市、妙高市、糸魚川市	上越地域振興局 農林振興部 林業振興課	〒943-8551 上越市本城町5-6 TEL 025-526-9465 E-mail ngt111940@pref.niigata.lg.jp
佐渡市	佐渡地域振興局 農林水産振興部 林業振興課	〒952-1555 佐渡市相川二丁目目浜町20-1 TEL 0259-74-3450 E-mail ngt111150@pref.niigata.lg.jp

- 申請様式は上記の窓口で配布するほか、県のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/iezukuri/>

新潟県産材の家づくり

検索



- 事業の申請にあたっては、必ず募集年度の事業実施要領をご確認ください。

県HP：家づくり
支援事業